

平成 30 年第 6 回青森市教育委員会定例会 会議録

1 開会日時

平成 30 年 6 月 27 日（水）午前 11 時 15 分

2 閉会日時

平成 30 年 6 月 27 日（水）午後 0 時 10 分

3 会議開催の場所

教育研修センター 5 階 大研修室

4 出席者

- (1) 教 育 長 成 田 一 二 三
- (2) 教育長職務代理者 佐 藤 克 則
- (3) 委 員 石 澤 千 鶴 子
- (4) 委 員 斎 藤 誠 子
- (5) 委 員 池 田 享 誉

5 事務局出席職員

- (1) 教 育 部 長 工 藤 裕 司
- (2) 理事教育次長事務取扱 佐々木 淳
- (3) 浪岡教育事務所長 山 内 秀 範
- (4) 参事総務課長事務取扱 奥 崎 文 昭
- (5) 参事文化財課長事務取扱 葛 西 俊 一
- (6) 参事学校給食課長事務取扱 佐々木 祐 子
- (7) 文化学習活動推進課長 奥 崎 和 彦
- (8) 市 民 図 書 館 長 伊 藤 慶 尚
- (9) 学 務 課 長 作 間 和 博
- (10) 指 導 課 長 須 藤 隆 文
- (11) 浪岡教育事務所教育課長 兼 平 慶 治

6 会議に付議された案件

(1) 議案（議案第 31 号は非公開）

- 議案第 27 号 教育長の一般財団法人棟方志功記念館理事の兼職の許可について
(文化学習活動推進課)
- 議案第 28 号 青森市立小学校及び中学校の就学に関する規則の一部を改正する規則
の制定について (学務課)
- 議案第 29 号 青森市就学指導委員会委員の委嘱について (指導課)
- 議案第 30 号 臨時に代理し処理した事項の承認について (指導課)
- 議案第 31 号 県費負担教職員の校長採用に係る内申について (学務課)

(2) 報告

- ① 寄附採納について (教育委員会事務局総務課)
- ② 平成 31 年度重点事業に関する要望について (教育委員会事務局総務課)

- ③教職員の多忙化解消について (学務課)
④いじめ防止等対策について (指導課)
⑤SNSを活用した教育相談体制について (指導課)

7 会議録署名委員

- (1) 石澤 千鶴子
(2) 池田 享 誉

8 会議の概要

午前 11 時 15 分に教育長が開会を宣言する。会期を 1 日とし、会議録署名委員を前項 7 のとおり指名する。

初めに、議案第 31 号は人事に関する案件であることから、青森市教育委員会会議規則第 13 条第 1 項ただし書きの規定に基づき、非公開の会議とし、議案第 27 号から議案第 30 号までの審議及び報告事項並びにその他が終了した後に審議することとした。

次に、議案第 27 号から議案第 30 号まで計 4 件について審議し、いずれの議案も原案のとおり決定した。

次に、5 件の事案を報告し、その後、非公開の会議とした議案第 31 号を審議し、原案のとおり決定し閉会した。

9 会議の状況

(1) 議事

○成田教育長

それでは、議事に入ります。

初めに、本日の議案である議案第 27 号「教育長の一般財団法人棟方志功記念館理事の兼職の許可について」は、私自身に関する議案となっておりますことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 6 項の規定により、私が議事に参与することができませんので、当該議案の審議につきましては、私が退室し、佐藤教育長職務代理者による議事の進行により審議していただきたいと思いますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○成田教育長

御異議がないようですので、議案第 27 号の審議については、佐藤教育長職務代理者に議事を進行していただきます。

それでは、ここで私は退室いたしますので、佐藤教育長職務代理者に議事の進行をお願いいたします。

～ 成田教育長退室、佐藤教育長職務代理者議長席に着席 ～

○佐藤教育長職務代理者

それでは、議事に入ります。

議案第 27 号「教育長の一般財団法人棟方志功記念館理事の兼職の許可について」事務局から説明をお願いします。

○教育部長

議案第 27 号「教育長の一般財団法人棟方志功記念館理事の兼職の許可について」御説明いたします。

一般財団法人棟方志功記念館から、青森市教育委員会教育長に当該法人の理事就任の依頼がありました。

当該法人理事への就任の取り扱いにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 11 条の規定に基づき、教育委員会の許可を得る必要がありますことから、本定例会に議案として提出したものであります。

なお、当該法人理事の任期につきましては、一般財団法人棟方志功記念館定款において、「選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで」と規定されております。

具体的には、選任された年度の翌年度である平成 31 年度の事業報告や決算などが決議される評議員会までとなります。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○佐藤教育長職務代理者

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等がありましたら、お願いします。

～ なし ～

○佐藤教育長職務代理者

それでは、議案第 27 号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○佐藤教育長職務代理者

御異議がないようですので、議案第 27 号については原案のとおり決定することといたします。

それでは、議案第 27 号の審議が終了しましたので、ここからの議事の進行は成田教育長にお願いすることとします。

成田教育長に伝えてください。

～ 成田教育長入室、佐藤教育長職務代理者自席に着席 ～

○成田教育長

それでは、引き続き、議事を進行いたします。

議案第 28 号「青森市立小学校及び中学校の就学に関する規則の一部を改正する規則の制定について」事務局から説明をお願いします。

○教育部長

議案第 28 号「青森市立小学校及び中学校の就学に関する規則の一部を改正する規則の制定について」御説明申し上げます。

新旧対照表の附属資料 1 及び附属資料 2 を議案とあわせてごらんください。

本規則は、石江土地地区画整理事業により、平成 30 年 6 月 30 日に石江地区の字の区域及び名称が変更されることに伴い、当該地区に係る新城小学校及び新城中学校の通学区域に所要の改正を行うため、提案するものであります。

改正内容につきましては、小学校の通学区域について規定しております別表（第 2 条関係）の 1 について、新城小学校の学区のうち、「字福田の一部」を削り、新たに「石江 1 丁目から石江 5 丁目まで」を加えるものであります。

また、中学校の通学区域について規定しております別表（第 2 条関係）の 2 について、新城中学校の学区のうち、新たに「石江 1 丁目から石江 5 丁目まで」を加えるものであります。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

それでは、議案第 28 号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○成田教育長

御異議がないようですので、議案第 28 号については原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第 29 号「青森市就学指導委員会委員の委嘱について」事務局から説明をお願いします。

○教育部長

議案第 29 号「青森市就学指導委員会委員の委嘱について」御説明申し上げます。

附属資料を議案とあわせてごらんください。

青森市就学指導委員会は、青森市就学指導委員会条例に基づき、就学予定者及び在学児童等の障害の状態に応じた適切な教育について調査審議し、その結果を教育委員会に具申することを目的に設置しているものであります。

青森市就学指導委員会委員は現在 20 名となっておりますが、番号 3 の「医学に関する専門的知識を有する者」の区分に属する者 1 名が辞職し、それに伴い、後任となる 1 名を委嘱するものであります。

なお、新しい委員の任期につきましては、前任者の残任期間とすることから、平成 30 年 6 月 28 日から平成 30 年 7 月 31 日までを予定しているものであります。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

それでは、議案第 29 号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○成田教育長

御異議がないようですので、議案第 29 号については原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第 30 号「臨時に代理し処理した事項の承認について」事務局から説明をお願いします。

○教育部長

議案第 30 号「臨時に代理し処理した事項の承認について」御説明申し上げます。

青森市就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本議案の概要をまとめた附属資料と議案をあわせてごらんください。

現在の就学指導委員会は、専門的知識を有する者 20 名以内で組織し、障害のある者に係る適切な就学先について調査審議し、その結果を教育委員会に具申するために設置されているものであります。

本市では、学校教育法施行令の一部改正等国の動向に基づき、就学指導室において、その支援体制を整備してきたところであり、就学指導委員会においては、障害のある者のみならず障害の疑われる者についても、教育上必要な支援やその後の一貫した支援に関して教育委員会に具申してきました。

これらを総合的に勘案し、このたびの就学指導委員会委員の任期の更新に伴い、現在の審議対象者及び審議内容の実情に即した内容に変更するとともに、あわせて名称を「就学指導委員会」から「教育支援委員会」と改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

まず、審議対象者につきましては、第3条において、従来「障害のある者」と規定しておりましたが、「教育委員会が、障害の状態、教育上必要な支援の内容、教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案した教育を受けさせることが適当であると認める者」と改めました。

その理由といたしましては、現在の委員会が調査審議の対象としている者について、実情に即した対象者に変更するためです。

次に、審議内容について御説明申し上げます。

第4条第1項第2号、第3号及び同条第2項では、従来「障害の状態に応じた適切な教育について」と規定しておりましたが、「障害の状態、教育上必要な支援の内容、教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案した適切な教育について」と改めました。

その理由といたしましては、単に障害の状態のみならず、教育上必要な支援の内容、教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して調査審議及び具申している審議内容の実情に即した内容に変更するためです。

さらに、名称の変更についてであります。従来の「青森市就学指導委員会」を「青森市教育支援委員会」に改めました。

その理由といたしましては、適切な就学のみならず、必要な教育的支援についても調査審議及び意見を具申する機能を有していることを組織名称において示すためです。

その他、今回の条例改正に伴い、関係条例中の名称もあわせて改正するものであります。

施行期日につきましては、平成30年8月1日としております。

これは、現在の就学指導委員会委員の任期が平成30年7月31日に満了するため、任期の更新時期に合わせております。

なお、本条例改正につきましては、現在会期中であります平成30年第2回青森市議会定例会に議案として上程しておりますが、議案提出の間際まで関係部局と改正内容の調整を図っており、これを緊急に処理する必要がございましたが、会議を開催するいとまがありませんでしたので、青森市教育委員会教育長に対する事務委任規則第5条第1項の規定により、教育長が臨時に代理し処理いたしましたので、同条第2項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるものであります。

以上、御説明申し上げますが、慎重御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

それでは、議案第30号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○成田教育長

御異議がないようですので、議案第30号については原案のとおり承認することといたします。

(2) 報告

○成田教育長

それでは、報告事項に入ります。

今回の報告事項は5件となっております。

それでは、報告1「寄附採納について」事務局から説明をお願いします。

○総務課長

寄附採納について御報告申し上げます。

お手元の資料「寄附採納一覧（平成30年5月1日～5月31日）」をごらんください。

小・中学校の寄附採納につきましては、青森市立筒井中学校PTA様からモップハンガーヘッドホルド及び掃除用具入れの寄贈申し出、一般財団法人青森県教職員互助会様から小・中学校16校に対し、図書カードの寄贈申し出があり、受領いたしました。

このたびの御厚意に対し、心から感謝いたしますとともに、有効に活用させていただくこととしております。

以上でございます。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

それでは、次に、報告2「平成31年度重点事業に関する要望について」事務局から説明をお願いします。

○総務課長

平成31年度重点事業に関する要望について御説明申し上げます。

市では、市勢発展のために必要な施策・事業のうち、緊急性及び重要性が高く、国・県等の協力により早期実現・促進が図られる事項について、毎年度、要望しております。

重点事業に関する要望につきましては、7月24日開催予定の県理事者に対する重点事業説明会において、市長が知事に直接要望書を渡し、最重点要望項目を中心に県理事者との意見交換などを行うこととしております。

重点事業に関する要望項目につきましては、資料「重点事業に関する要望書」の1ページ目をごらんください。

こちらは、最重点要望項目として整理された6項目であります。教育委員会所管分はありません。

続いて、2ページ目をごらんください。

こちらは、重点要望項目として整理された16項目です。このうち、教育委員会が所管する、No. 6の「縄文遺跡群の世界遺産登録の推進と史跡の保存・活用について」、No. 8の「少人数学級編制の推進について」、No. 9の「特別支援教育（情緒障害）の推進について」及びNo. 10の「スクールカウンセラー派遣の拡充について」の4項目について御説明申し上げます。

項目といたしましては、いずれも継続して要望する項目となっております。

初めに、「縄文遺跡群の世界遺産登録の推進と史跡の保存・活用について」御説明申し上げます。

要望書の4ページ目をごらんください。

本市には、三内丸山遺跡を初め、小牧野遺跡、高屋敷館遺跡、浪岡城跡といった複数の国史跡が所在しておりますが、資料下段の経緯に記載してありますとおり、平成21年1月には、三内丸山遺跡及び小牧野遺跡を含む「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」がユネスコの世界遺産暫定一覧表に記載され、平成30年3月には世界遺産登録推薦書素

案を文化庁に提出するなど、世界遺産登録に向けた各種作業に取り組んでいるところであります。

世界遺産登録の実現や史跡の適切な保存・活用を推進するためには、国や県の指導はもとより、関係団体や専門家、地域住民の協力などが不可欠であります。

このことから、資料中段に記載しております、「縄文遺跡群の世界遺産登録の早期実現と気運醸成の促進」などの4点について要望するものであります。

次に、「少人数学級編制の推進について」御説明申し上げます。

要望書の6ページ目をごらんください。

学級編制に係る国の基準につきましては、小学校1年生のみが35人となっておりますが、県独自の基準による33人学級編制が、小学校については1年生から4年生まで、中学校については1年生に実施されております。

しかしながら、教育環境のさらなる向上を図るため、小・中学校全学年における少人数学級編制の推進に加え、これによる学級数増に伴う授業時数の増加等に対応した教員数の確保が必要であると認識しております。

このことから、資料中段に記載しております、「少人数学級編制の推進のため『公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律』の改正に関する国への働きかけ」などの3点について要望するものであります。

次に、「特別支援教育（情緒障害）の推進について」御説明申し上げます。

要望書の7ページ目をごらんください。

現在、青森県では情緒障害児を対象とした特別支援学校が設置されていないため、これらの児童生徒に対する教育は、市町村立の小学校及び中学校の特別支援学級で行われておりますが、情緒障害のある児童生徒は増加傾向にあります。

加えて、各都道府県に少なくとも1カ所設置すべきとされている児童心理治療施設の入所児童生徒の学校教育についても、それぞれの都道府県全域または他県から広域的に受け入れているにもかかわらず、市町村立の小学校及び中学校の特別支援学級在籍という扱いとなっていることから、さらなる教育環境の向上を図るための財政支援が必要となっております。

このことから、資料中段に記載しております、「児童心理治療施設を有する市町村の学校教育への財政支援」について要望するものであります。

最後に、「スクールカウンセラー派遣の拡充について」御説明申し上げます。

要望書の8ページ目をごらんください。

本市におきまして、不登校の児童生徒への対応が重要な課題となっており、小学校段階から計画的・継続的な教育相談体制の構築が求められております。

スクールカウンセラーは、児童生徒、保護者、教職員のいずれの立場からも相談しやすい体制づくりに大きく貢献しており、学校現場における必要性が高まっております。

平成30年度は、中学校全19校と小学校44校に22名のスクールカウンセラーが派遣されることから、派遣される学校の期待は非常に高いものがあります。

しかしながら、派遣校数が増加したものの、1校当たりの総派遣時間数が削減されており、児童生徒や保護者の相談に十分対応できない状況が想定されることから、小学校段階から切れ目ない教育相談を行うため、市内全小学校へのスクールカウンセラーの派遣に加え、同一中学校区内の小・中学校に、同一スクールカウンセラーによる教育相談体制を構築していく必要があると考えております。

このことから、資料中段に記載しております、「1校当たりのスクールカウンセラーの派遣時間数の増加」などの2点について要望するものであります。

以上でございます。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

それでは、次に、報告3「教職員の多忙化解消について」事務局から説明をお願いします。

○学務課長

教職員の多忙化解消について御説明申し上げます。

資料の1ページ目をごらんください。

教育委員会では、教員の多忙化解消に向けて、去る5月31日に開催された青森市立小・中学校臨時校長会議において、青森市学校多忙化解消委員会、教職員の多忙化解消に関する指針（素案）、夏季休業日における学校閉庁日の設定の3点について指示、連絡を行ったところであります。

初めに、青森市学校多忙化解消委員会についてであります。当該委員会は平成28年度に設置され、これまでも教職員が子どもと向き合う時間を確保できるよう、さまざまな取り組みを進めてきましたが、これまでの取り組みを一層推進していくため、今年度新たに、当該委員会に青森市学校多忙化解消検討会議を設け、さらにその中に学校管理運営部会、メンタルヘルス部会及び部活動部会の3つの部会を置き、多忙化解消のための指針の内容を検討することとしました。

組織の体制といたしましては、学校多忙化解消検討会議が3つの部会を統括し、各部会の中で、会議等の効率化、出退勤管理、部活動指導の見直し等について検討し、多忙化解消に関する指針を策定することとしております。

次に、資料2ページ目をごらんください。

教職員の多忙化解消に関する指針（素案）について御説明いたします。

この素案は、先ほど御説明しました青森市学校多忙化解消検討会議において内容を精査し、年度内に指針として公表することとしており、教職員がやりがいや使命感を持って校務に専念できるよう、教職員の心身の健康維持を図ることを目的として策定するものであります。

概要につきましては、1つに、時間外勤務の上限として、1日につき3時間、月45時間を超えない程度を目安とすること、2つに、やむを得ず時間外勤務を行う場合は、教職員の健康への配慮を行うこと、3つに、時間外勤務の状況等の把握については、あらかじめ申請を受けるなどして管理に努めること、4つに、時間外勤務の縮減に向けた改善策を実施すること、5つに、学校閉庁日について、6つに、時間外勤務の報告となっております。

最後に、夏季休業日における学校閉庁日の設定について御説明いたします。

夏季休業日における教職員の年次有給休暇、夏季休暇のより一層の取得を促進し、もって勤労意欲の向上及び健康の維持増進を図るとともに、教職員が心身ともにゆとりを持ち、子どもと向き合うことができる働きやすい環境を構築するため、教職員の多忙化解消の取り組みの一環として、学校閉庁日を設定するものであります。

期間といたしましては、8月13日から15日までの3日間を考えております。

また、その周知につきましては、保護者に対し文書でお知らせするとともに、「広報あおもり」を通じて、市民にも広く周知することとしております。

報告は以上です。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

それでは、次に、報告4「いじめ防止等対策について」事務局から説明をお願いします。

○指導課長

いじめ防止等対策について、教育委員会が把握した平成29年度のいじめに関する考察について御報告いたします。

配付資料1枚目をごらんください。

初めに、平成28年度と平成29年度のいじめの認知件数について御説明いたします。

平成28年度のいじめの認知件数は、小学校1304件、中学校419件、合計1723件であるのに対し、平成29年度のいじめの認知件数は、小学校974件、中学校406件、合計1380件となっており、平成28年度と比較し減少しております。

いじめの認知件数の減少につきましては、各学校のいじめの認知の低下と懸念されるどころでもあります。このことについては、資料(2)をごらんください。

平成28年度と平成29年度の月ごとのいじめ認知件数をグラフにあらわしたものです。

平成28年度の4月から8月までにつきましては、月ごとに示しておらず、8月25日の重大事案発生後に各小・中学校に対し、4月にさかのぼり、いじめの有無についての緊急調査を行い、合計894件確認されました。

そのため、資料(3)に示すように、毎月いじめの認知件数を報告することとした平成28年9月から平成29年3月までの7カ月間と、平成29年9月から平成30年3月までの7カ月間を比較してみると、「いじめの認知件数」及び「1000人当たりのいじめの認知件数」ともに件数が増加しております。

このことから、各学校のいじめの認知に関しては、依然として認知が高いと捉えております。

さらに、資料(2)で示されておりますが、平成28年度と平成29年度の両年度とも、11月と12月の認知件数が多くなっています。

このことにつきましては、「集団は、①緊張・模索期、②親密感・違和感期、③否定感情の表明期、④深い相互理解期という4つの段階を経て成長する」という研究の結果もあり、それに当てはめると、ちょうど11月と12月が「否定感情の表明期」に当たり、この時期に、いじめの認知件数が増加する理由と考えることができます。

次に、資料2枚目の2のグラフをごらんください。

これによりますと、小学校第3学年、第5学年、中学校第1学年の認知件数が多くなっております。このことについては、多くの小学校で第3学年と第5学年になるときの学級編制がえ、中学校進学による新たな人間関係の形成への不安や困惑等、学校生活の環境の大きな変化が要因の1つとなっていると捉えております。

また、ギャングエイジと言われ、「これまで以上に、他者とのかわりに積極的になることから生じるさまざまなトラブルを経験する小学校中学年」、「思春期を迎えることによる男女関係や上下関係等、人間関係の形成への不安や困惑が大きくなる小学校高学年」、「中学校という新しい環境への適応、友人関係の構築などに対する不安や困惑が大きくなる中学校第1学年」など、子どもの発達の段階における課題への戸惑いも要因の1つと捉えております。

次に、資料2枚目の3をごらんください。

いじめの発見方法について御説明いたします。

小学校では、本人の申告が最も多く、次いで、家庭や他者からの情報提供となっております。小学校においては、本人以外からの情報により、いじめが認知される場合も多いことから、本人との相談に加え、周囲からの情報を得る体制を整えておくことも重要であると考えております。

一方、中学校では、定期的な調査が最も多く、次いで、本人の申告、家庭からの情報提供となっております。中学校においては、直接・間接的にも本人からの情報により、いじめが認知される場合が多いことから、定期的な調査や相談が重要であるとと考えております。

小・中学校ともに、毎月アンケートを実施したり、長期休業前と後で心の健康状態を確認したりするなど、アンケートの項目の充実や実施回数、さらには面談の実施がいじめの発見につながっているものと思われまます。

次に、資料2枚目の4をごらんください。

いじめの態様について御説明いたします。

いじめの態様は、小・中学校とも、「冷やかしからい」が最も多く、小学校の特徴は、ふざけ合いから、ぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする傾向にあることです。

中学校では、パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる割合は、昨年度と比較し若干少なくなっております。

SNSによるトラブルについては、学校側が内容を把握することが困難なため、今後の情報モラルに関する指導を含め、注視していかなければならないと考えております。

次に、資料3枚目の5及び6をごらんください。

いじめが発生している場所と時間帯について御説明いたします。

まず、いじめが発生している場所については、小・中学校とも、給食の準備や後始末のとき、昼休みの時間帯に教室や廊下、階段という児童生徒が接触しやすい場所でいじめが起きやすくなっております。なお、小学校では、下校中の通学路でいじめが発生していることから、学校生活からの開放感により、他者に対する配慮のない言動がふえたりすることが要因ではないかと考えております。

また、いじめが発生する時間帯につきましては、小学校では、中休みや下校中に、中学校では、放課後や部活動中にいじめが起きやすくなっていることから、教師の目が届かない時間帯でいじめが起きていると言えます。

このことから、昼休みの校内の組織的な見守り体制や、家庭や地域と連携した下校時の巡回が一層重要であるとと考えております。

いじめ防止等対策につきましては、今後におきましても、いじめの早期発見・早期対応を組織的に取り組むことができるよう、引き続き学校を支援するとともに、平成29年度の成果と課題を検証しながら、より実効的な取り組みになるよう改善に努めてまいります。

以上でございます。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

それでは、次に、報告5「SNSを活用した教育相談体制について」事務局から説明をお願いします。

○指導課長

SNSを活用した教育相談体制について御説明いたします。

配付資料をごらんください。

先般、第4回の本定例会において報告しましたとおり、現在、青森市立中学校の生徒を対象に、いじめを含むさまざまな悩みを抱える生徒に対して、相談に係る選択肢を広げるとともに、問題の深刻化を未然に防止するため、SNSを活用した相談を試行的に実施しているところであります。

SNSを活用した相談の試行期間の相談件数につきましては、3校を対象にした1月13日から4月27日までは17件、青森市立中学校19校を対象にした4月28日から6月24日までの件数は19件、合計で36件となっており、6月30日までを試行期間としております。

また、相談内容の内訳といたしましては、相談件数36件のうち、いじめは10件であり、友人関係7件、心身の健康4件、学業・進路3件、家庭環境3件、学校不信2件、その他7件となっております。

試行の結果につきましては、同時期を比較しますと、中学生による電話相談やメール相談は5件であるのに対し、SNSを活用した相談は36件であることから、相談しやすい方法の1つとして捉えております。

また、相談内容の内訳からも、中学生が抱えている悩みや不安等の相談に対応するための有効な取り組みの1つとして捉えております。

なお、相談員につきましては、試行期間中の相談状況から、今後も3名の相談員による対応が可能であると捉えております。

今後のSNSを活用した相談につきましては、平成30年7月1日から正式に実施することといたします。

相談体制といたしましては、対象者を青森市立中学校の生徒とし、対応は相談員3名、受け付け時間につきましては、平日は午後5時から午後9時まで、休日は午前9時から午後9時までとして、現状の体制のままで行います。

今後も、学校や生徒の声を聞きながら改善に取り組み、生徒が悩みや不安を相談しやすい環境づくりに努めてまいります。

以上でございます。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

○池田委員

今、説明していただきましたSNSを活用した相談の件数のところで、全部で36件あったということですが、この36件というのは、回数になるのか、人数になるのか——件数なので回数かとは思いますが、人数としては何人くらいになるのか、わかれば教えてください。

○指導課長

資料の表に記載されているのは相談件数ですので、回数になります。

また、相談人数につきましては、ほとんどの相談が1回で、同じ生徒からの相談というのは不明な部分もありますので、正確には申し上げられないところではありますが、ほぼ36人と考えてもよいのではないかと考えております。

○石澤委員

SNSでの相談内容については、匿名による相談になるのか、それとも、解決に向けて相談する生徒の中学校名などを聞いての対応となるのか、その辺について、どのような流れになるのか教えてください。

○指導課長

SNSを活用した相談というのは、市教育委員会が学校を通して配布したQRコードを

生徒が事前に読み取って登録することになり、どこの中学校の誰といった所属と氏名が必ずしも明らかになるわけではありませんので、中には、所属や氏名がわからないまま相談が行われるケースもありますし、もちろん、そうでないケースもあります。

○石澤委員

SNSを活用した相談によって、いじめが解決になったということであればいいんですけども、重大な事案になることがないよう懸念しての質問でした。

○斎藤委員

2つ質問があります。

1つ目の質問は、中学校全体の生徒総数の中で、SNSの利用可能な携帯電話を保持している生徒の割合は何%くらいなのか教えてください。

2つ目の質問ですが、私は、他県の教育相談についての話を聞いたことがあります、QRコードを読み取ってログインするときに、ある程度個人が特定されるよう、相談者自身のアカウントをつくってログインするというのを聞きました。その際、氏名はわからないけれども、どこの学校の何学年の生徒かというところまではわかるということでしたが、青森市での登録方法は、そのような方法とは異なっているのでしょうか。

以上、2点です。

○成田教育長

1つ目の質問は、私からお答えします。

平成28年10月に調査した結果で、それから2年近く経っていますので、少し変わっているかとは思いますが、参考までに、所有率ということでは、小学校が14.3%、中学校が41.7%という割合になっております。

ただ、生徒自身は所有していないけれども、例えば、親のものを使用するとか、そういうことで使用するという使用率ということになりますと、大体になりますが、小学校で約50%、中学校で約60%前半という割合になっております。

○指導課長

2つ目の登録についての質問についてであります、SNSを活用した相談内容を分析しておりますけれども、多くは、どこの中学校などといった所属が明らかとなっている一方で、中には、相談者が特定できない、不明であるという状況も確認されております。

こういったことから、本市の場合の登録については、委員御照会の事例とは少し違うということになります。

○斎藤委員

もう1つ加えての質問になりますが、SNSを活用した教育相談体制について、実際に全中学校を対象として行うまでの間に、それを試行的に行ってきた中学生に対して、どうだったかといったアンケートなどを実施したことはありますか。

○指導課長

3校による試行の段階で、3校の生徒を対象にアンケート調査を行っております。

その結果、相談しやすいという生徒の声を確認できております。

○成田教育長

そのほか御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

(3) その他

○成田教育長

その他、本日の案件以外に教育委員の皆様から何かありましたら、御発言ください。

○池田委員

先日、大阪で地震がありまして、小学生の児童が亡くなるということがありました。

それに関連して、市内小・中学校における点検については、既に指示をしていただいで動いているようですけれども、大阪の地震の件を踏まえて、その視点で改めて通学路の安全を確認していただき、危険な箇所があれば、例えば、通学路を変更するなど、できるだけ速やかに対応をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○教育部長

先般の議会でもお答えしましたが、本市においては、交通安全プログラムというものがありまして、それに基づいて各小・中学校で安全点検を行うこととなります。

今回は特別に各小・中学校に対し、通学路の安全を確認し、危険な箇所があれば教えていただきたい旨の通知を出しており、今、教育委員会のほうにそのような情報が集まってきましたが、喫緊に対応しなければならないという状況ではなく、気になるというのが、およそ 10 件程度あると聞いております。

この後まだ、情報が寄せられてくる可能性がありますので、今後開催される関係者による会議の中で協議し、対応していきたいと考えております。

○成田教育長

そのほか委員の皆様からありますでしょうか。

～ なし ～

○成田教育長

それでは、事務局から何かありますか。

～ なし ～

(4) 議事（非公開の会議）

○成田教育長

なければ、先ほど非公開の会議とした、議案第 31 号の審議に入りたいと思います。

青森市教育委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により、傍聴人及び記者の皆様は退室してください。

～ 傍聴人及び記者退室 ～

(議案第 31 号「県費負担教職員の校長採用に係る内申について」)

——— 原案のとおり決定 ———

○成田教育長

これにて本日予定していた議案の審議等は全て終了いたしました。

以上をもちまして、平成 30 年第 6 回青森市教育委員会定例会を終了いたします。

平成 30 年 6 月 27 日開催の平成 30 年第 6 回青森市教育委員会定例会の会議録を作成した。

平成 30 年 7 月 17 日

書記 横内 智 徳

上記のとおり相違ないことを認め署名する。

平成 30 年 7 月 17 日

署名委員 石 澤 千鶴子

署名委員 池 田 享 誉